

伊予市補助金等の見直し基準

平成18年11月
伊予市

目 次

1	はじめに	3
2	基本的考え方	4
3	補助金等の見直しに関する基準	5
4	期限	6

補助金等の見直し基準

1 はじめに

伊予市の平成18年度一般会計当初予算における補助金等に係るものは、234件、金額で約5億1百万円となっています。

この補助金等の歳出総額に占める割合は、3.6%となります。

本市では、この補助金等の交付に係り、個々の補助金交付要綱等で対象事業やその内容、対象者、手続きの方法などを規定し実施しているが、全体を通じての統一かつ明確な基準がないため、補助対象経費等にバラツキがあり、また、合併前の旧市、町の補助制度がそのまま引き継がれているものなど、市として不均衡な実態が多く見受けられます。

一方、新規、廃止、縮減に対する明確な基準もないため、市に要望があり、一度予算化された補助金は、その実績や効果に対する検証、評価もなされないまま既得権化し、長年にわたり継続して交付されているものも見受けられます。

言うまでもなく、本市の財政事情は非常に厳しい状況にあり、不断の行財政改革を進めていかなければなりません。

また、本市では行政評価制度などを通じてすべての事務事業を見直していくこととしており、補助金等についても当然に見直しをしていく必要があります。

ただ、単純に縮減や廃止ばかりを目的とするのではなく、他方では市民の意識高揚と参画、協働の社会づくりを推進し、「公平性」「透明性」「公益性」を確保しつつ、市民の利益に役立つ活動を支援する仕組みづくりも進める必要があります。

この基準は、本市として真に必要なものを見極め、補助金をよりの確で効果的なものにするを目的に見直し基準を示すものです。

2 基本的考え方

補助金等の見直しを進めていくうえで、次の5点を基本的な考え方とします。

(1) 事業費への移行

補助金等の交付は、本来事業費を対象に補助されるべきであり、もとより「公益上必要がある場合」に限り支出が許されるものであることから、公益事業に対する活動が予定され、事業目的達成のため行政が財政的支援を必要と判断された場合に交付されるよう、補助対象事業を明確に限定し、補助の効果、必要性を事業評価により検証する。

(2) 団体運営補助金のあり方

(1)のとおり、補助金は本来、公益事業に対する財政的支援という考え方から、団体運営補助金については、補助の対象となる経費の範囲を定め、終期を設定したうえで段階的に削減していくべきである。

なお、本市が推進する「地域分散型のまちづくり」や「参画と協働のまちづくり」のため及び地域が自立していくための自治組織等に対しては、一定の期間補助金等により財政的支援を行っていく必要がある。

また、別に定める外郭団体の経営に関する指針（平成18年7月1日制定）に基づき、団体の経営改善、団体運営のあり方を検証し、見直し、改善、自立を求めていく必要がある。

(3) サンセット方式（終期の明示）の確立

補助が長期にわたる場合、既得権化等様々な問題が発生してくるため、絶えず見直しを行うとともに、新規補助金は制度の制定の際、既存の補助金は見直しの際、明確な終期を定める必要がある。

終期設定の基準は、原則として通算5年を限度とする。

(4) 補助事業の情報公開と説明責任

公平性、透明性、公益性の確保の観点から、補助事業の情報を広く市民に公開するとともに、事業の目的、内容、効果など市民に積極的に説明する必要がある。そうしたことで、補助事業者等の自覚を促し、より高い事業の成果を期待していく。

(5) 予算への反映

非常に厳しい財政状況を踏まえ、これまで以上に事務事業の取捨選択を徹底し、次項の基準に沿って、廃止・縮小・統合など積極的に見直しを行い、確実に予算に反映する。

3 補助金等の見直しに関する基準

すべての補助金事業を検証し、以下のとおり、廃止・整理合理化・縮小・拡大の視点で見直しを行う。

また、新たな補助制度を創設する場合にあっても、以下の視点を確実に反映させるとともに、市総合計画との整合を図るものとする。

(1) 廃止

次に掲げるものは、廃止する。

- ① 既に施策が普及し事業効果が明確で補助の目的が達成されたもの
- ② 社会情勢の変化により、事業の効果が薄れているもの
- ③ 長期にわたり継続している補助事業でありながら、その効果が現れず、また、今後補助を続けることによる効果が期待されないもの
- ④ 補助事業の目的や求める効果があいまいで不明確なもの
- ⑤ 10年以上にわたり継続している団体育成補助
- ⑥ 本来、国・県・民間等で負担すべきもので、市の負担が適当でないもの
- ⑦ 最終補助金額が5万円未満のもの又は補助率が10%未満の小額、低率補助のもの
- ⑧ 融資、貸付事業等への転換で、費用対効果の最適化が図れるもの
- ⑨ 補助事業が収益を伴うもので、他の措置により十分目的が達成できるもの
- ⑩ 行政が関与すべきでないもの又は公益性に乏しいもの

(2) 整理合理化

次の基準により、整理・合理化を図る。

- ① 類似の目的、同一の者に対する補助金は、整理し統合をする。
- ② 補助対象経費を整理し明確にしたうえで、弁当代、懇親会などの飲食に係るもの、

宿泊費・旅費等で市の基準を超えるもの、補助事業の遂行に直接関係せず、他の団体への迂回助成及び人件費のみに係るものは、原則補助対象経費としない。

- ③ 地域間における公平性が保たれないものは、整理し統一化を図る。
- ④ 事業計画、予算計画、実績報告等必要書類の提出を義務化し、常に事業目的、事業効果等を把握する。
- ⑤ スクラップ・アンド・ビルド（廃止・新設）の原則を踏まえること。

(3) 縮小

次に掲げるものは、縮小する。

- ① 継続される補助事業で、毎年多額の剰余金又は積立金が生じているもの
- ② 事業の財源の大半が補助金であるもの
- ③ 過大な計画又は単年度での執行が難しいと判断されるもの
- ④ 補助率が50%を超えるもの
- ⑤ 毎年定められる市の予算編成方針に基づくもの

(4) 拡大（重点配分）

- ① 市が進める「参画と協働のまちづくり」のための地域自治の推進に係るもの
- ② 市総合計画の推進のための施策に合致した地域が自主、自立的に行うもの
- ③ 市の重点施策に係るもの

4 期限

この基準に基づく補助金等の集中改革期間は、次のとおりとする。

(1) 単独で行う団体補助

平成19年度から20年度まで

(2) 単独で行う事業補助

平成19年度から21年度まで

(3) 補助で行う団体補助

平成19年度から21年度まで

(4) 補助で行う事業補助

平成19年度から21年度まで